

競技団体別指導者養成事業 実施要項

1. 目的

本県のスポーツ指導者の資質向上や、選手の能力やパフォーマンスを引き出す科学的、合理的なトレーニング等の指導ができる指導者を養成し、競技力の向上を図る。

2. 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体

3. 実施内容

競技団体が、指導者（一般、高校、地域の指導者等）を対象として実施する次の事業について支援する。

- ① 全国的に実績のある県外の競技指導者を招聘してのアドバイザー研修
- ② スポーツ医・科学等の専門家を招聘しての研修

4. 事業の実施期間

各年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

5. 補助対象

研修会で招聘する指導者の旅費及び謝金、会場使用料、理事長が特に必要と認める経費

6. 実施上の留意点

- ① 招聘指導者については、競技団体において十分検討し人選すること。
- ② 競技専門家だけでなく、スポーツ医・科学等の分野における専門家の招聘も視野に入れ人選すること。
- ③ 指導者の各種資格の取得並びに更新を目的とした研修会は対象外とする。
- ④ 多数の指導者の参加を促すこと。

※当事業は指導者養成を目的とした事業であり、選手の育成が主となる「招請合宿」とは異なる。

7. その他

本事業の実施を希望する団体は、別紙「実施調査票」を提出する。実施希望団体が複数ある場合は、実施内容やこれまでの実施実績を基に対象の可否を決定する。